



北陸地方整備局建政部
記者発表資料

配布日時	令和2年9月29日
取り扱い	配付を以て解禁

10月・11月・12月は「建設業取引適正化推進期間」です！ ～ みんなで守る適正取引 ～

国土交通省及び都道府県では、10月・11月・12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等について幅広く法令遵守に関する活動を実施します。

「建設業取引適正化推進期間」については、国土交通省ホームページを御参照ください。
URL：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000027.html
(〔建設業取引適正化推進期間〕で検索も可能です。)

国土交通省及び都道府県では、平成22年度以降、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、建設業の取引適正化に関して、集中的に法令遵守に関する活動を行ってきましましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、「建設業取引適正化推進期間」として、期間を10月から12月に拡大して実施することとします。

「建設業取引適正化推進期間」における北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県の取組は、以下のとおりです。

■ 建設企業を対象とした講習会の開催

建設企業を対象とした「建設業法令遵守に関する講習会」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、新潟・富山・石川の3会場で開催します。

開催日時・場所等の詳細については、後日改めてお知らせします。

■ 立入検査の実施

北陸地方整備局と新潟県・富山県・石川県が連携し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限留意し、立入検査を実施します。

立入検査実施にあたっては、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況の確認等も併せて行います。

■ ポスターの掲示

北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、関係市町村、建設業関係団体においてポスターを掲示します。

■ ホームページを通じた広報

北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、建設業関係団体においてホームページを活用し、取引の適正化に関する啓発及び「建設業取引適正化推進期間」の普及に向けた広報を行います。

■ 建設業に関する各種相談窓口の周知

法令違反に関する情報受付窓口である「駆け込みホットライン」、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、周知を図り、利用促進に努めます。

また、建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、周知します。

【配布先】

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
その他建設専門紙

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局
建政部 建設業適正契約推進官 片山（かたやま）
建政部 計画・建設産業課 課長補佐 渡邊（わたなべ）
TEL：025-370-6571 Fax：025-280-8746